居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

【平成 30 年　4 月　1 日現在】

1．当センターが提供するサービスについての相談窓口

電　　話　　024-962-4130（8 時 30 分～17 時 30 分）
※祝日対応可能。（但し土・日、8/14~8/16・12/30~1/3 までを除く）

担　　当　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※　ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2．富田介護保険センターの概要

（1）事業所の名称、所在地

事　業　所　名	富田介護保険センター
所　　在　　地	福島県郡山市上亀田 21 番地５
介護保険指定事業所番号	0770301042
サービスを提供する対象地域	郡山市内全域

（2）同センターの職員体制・資格･勤務体制・職務内容

職　　種	資格	常勤	非常勤	計
管　　理　　者	介護支援専門員	１名		１名（主任介護支援専門員兼務）
主任介護支援専門員	介護支援専門員	２名		
介護支援専門員	介護支援専門員	３名		

職　　種	勤務体制・職務内容
管　　理　　者	勤務時間帯　　：　午前８時 30 分～午後５時３０分 事業所全体の業務全般を掌握し、職員の指導監督し統率します。
（　主　任　） 介護支援専門員	勤務時間帯　　：　午前８時 30 分～午後５時３０分 居宅介護支援サービス提供を直接担当します。

（3）営業時間

月　～　金	午前８時３０分　～　午後５時３０分
日　・　土	定　休　日

※　緊急連絡先　　０２４－９６２－４１３０

※　日・土曜日の他の休業日（8 月 14 日～8 月 16 日・12 月 30 日～1 月 3 日）

（4）３６５日　２４時間の連絡体制

必要に応じ利用者の緊急事態等での相談に対応できるよう、３６５日・２４時間の連絡体制をとっております。お困りの時は下記までお電話下さい。

※　緊急連絡先　０２４－９６２－４１３０

３．居宅介護支援の提供の方法

（１）介護支援専門員は、居宅サービスの新規作成およびその変更に当たって、利用者の居宅を訪問し、「社会福祉法人くわの福祉会　個人情報管理規程」（以下「個人情報管理規程」と記す）第 10 条に基づき、利用者および家族に面接して課題の把握・分析を行い、居宅サービス計画を作成します。作成された居宅サービス計画は利用者に交付し、利用者および家族の同意を得ます。

（２）介護支援専門員は、サービス提供にあたって特段の事情がないかぎり、少なくとも月に１回は利用者宅を訪問し、利用者等の意向、満足度、援助目標の達成度等の把握に努めその結果を記録します。

（３）介護支援専門員は、利用者の介護認定や介護認定の更新及び変更があった場合、サービス担当者会議の開催や担当者への照会等により、居宅サービス計画の内容についてサービス担当者の意見をもとめ計画作成の見直しを行います。

（４）利用者が医療機関に入院した際は、当外医療機関に対して担当介護支援専門員の氏名及び当富田介護保険センターの名称をお伝えして頂くことになります。

（５）介護支援専門員は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めることとなります。その際は、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します

（６）介護支援専門員は、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

（７）介護支援専門員は、利用者が、居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事並びに居宅サービス事業所を位置づけた理由の説明を求めることができる事を説明します。

４．利用料金

（１）利用料　お支払いいただく料金は下記の通りですとおりです。

※　介護保険料の滞納等により、一旦利用料金をお支払いただく場合があります。その場合は、当センターで発行したサービス提供証明書を後日市町村窓口に提出し、お支払いいただいた料金の払い戻しを受けることができます。

※　支払い方法：料金が発生する場合は、毎月１０日までに前月分の請求をいたしますので２０日以内にお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

①　利用料金（１ヶ月）

	１ヶ月あたりの利用料金	１ヶ月あたりの自己負担
要介護区分１～２	１０，５３０円	無　　料 （介護保険適用時）
要介護区分３～５	１３，６８０円	
特定事業所加算Ⅱ※1	４，０００円	
特定事業所加算Ⅳ※2	１，２５０円	

※1　当事業所は、国の定める特定事業所加算Ⅱの基準を満たしており、当該加算を算定します。

※2　前々年度の３月から前年度の２月までの間において下記に記す退院・退所加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の算定に係る医療機関等との連携の回数の合計が、３５回以上あると共に同期間においてターミナルケアマネジメンと加算を 5 回以上算定した場合は、特別事業所加算Ⅳも併せて算定します。

② 定要件の発生毎に加算される料金

加算項目	１回当たりの料金	１回当たりの自己負担
初回加算	３，０００円	無　　料 （介護保険適用時）
入院時情報連携加算Ⅰ	２，０００円	
入院時情報連携加算Ⅱ	１，０００円	
退院･退所加算　（Ⅰ） カンファレンス参加　無	４，５００円	
退院･退所加算　（Ⅰ） カンファレンス参加　有	６，０００円	
退院･退所加算　（Ⅱ） カンファレンス参加　無	６，０００円	
退院･退所加算　（Ⅱ） カンファレンス参加　有	７，５００円	
退院･退所加算　（Ⅲ） カンファレンス参加　有	９，０００円	
緊急時等居宅 カンファレンス加算	２，０００円	
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	３，０００円	）
複合型サービス事業所連携加算	３，０００円	
ターミナルマネジメント加算	３，０００円	

※　初回加算は、新規に居宅サービス計画する利用者や要介護状態区分が２段階以上変更となった利用者に対し居宅介護支援を行った場合に、算定されます。

※　入院時情報連携加算Ⅰは、当該利用者が病院又は診療所に入院してから３日以内に、利用者に関する必要な情報の提供を行った場合に、算定されます。

※　入院時情報連携加算Ⅱは、当該利用者が病院又は診療所に入院してから７日以内に、利用者に関する必要な情報の提供を行った場合に、算定されます。

※　退院・退所加算は、医療機関や地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設から、退院・退所にあたって、医療機関等の職員と面談・会議（カンファレンス）を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に、算定されます。

「退院・退所加算Ⅲ」を算定できるのは、そのうち１回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行なった上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合に、算定されます。（入院又は入所期間中につき１回を限度とし、初回加算が算定された場合は算定されません。）

※　緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンフアレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合、算定されます。（月２回を限度として算定されます。）

※　小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者にかかる必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画等に協力した場合、算定されます。（利用開始日前６月以内に当該事業所を利用し本加算を算定している場合は算

定できません。）

※　複合型サービス事業所連携加算は、利用者が指定複合型サービスの利用を開始する際に、当該利用者にかかる必要情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス等に協力した場合、算定されます。（利用開始日前６月以内に当該利用者が当該事業所を利用し、本加算を算定している場合算定されません。）

※　ターミナルマネジメント加算は、末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
24 時間連絡が取れる体制を確保し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合に算定されます。

③減算　　別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合

（ア）特定事業所集中減算　　２，０００円／月

（イ）運営基準減算

区分	状況	要介護１．２．３．４．５
Ⅰ	減算要件に該当した場合	所定単位数の１００分の５０を算定
Ⅱ	上記の減算が二ヶ月以上継続している場合	所定単位数は算定しない

※特定事業所集中減算

□居宅介護支援事業所において正当な理由なく前六月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護、通所介護、、福祉用具貸与、認知症対応通所介護、の提供総数のうち同一の事業者によって提供されたものの占める割合が８０％を超えている場合。

※運営基準減算

□指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これからの規定を同条第十五号において準用する場合を含む）に定める規定に適合していないこと。具体的には、アセスメント、サービス担当者会議、ケアプランの作成、モニタリングの実施と記録が行われていないなど。

④解約料

利用者は、いつでも契約する事ができ一切料金はかかりません。

⑤交通費

サービスを提供する対象地域：郡山市内全域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をお支払いいただきます。（郡山市との境界地点から道のりで往復㌔ 20 円）

⑥要介護認定の申請代行

無　　料

⑦サービス実施記録の複写物の交付料

無　　料

（２）支払方法

料金が発生する場合は、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、２０日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

５．サービスの利用方法

（１）　サービスの利用申し込み

まず、お電話等でお申し込みください。その後、当センターにお出で頂くか、または、職員がお伺いし、正式な申し込みをお受けします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①　お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

ア）利用者が介護保険施設に入所した場合

イ）利用者がお亡くなりになった場合

ウ）介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援と認定された場合

④ その他

利用者や家族が当センターやその介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

６．秘密保持

① 当センターやその介護支援専門員は、個人情報管理規程第９条、第 11 条３項に基づき、正当な理由がない限り、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

② 当センターは、使用する者が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者家族または代理者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

② 当センターは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③ 当センターは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

７．事故発生時の対応

① 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、管理者に報告します。

② 当センターは、サービスの提供にともなって、当センターの責めに帰するべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8. 当法人の居宅介護支援の特徴等

（１）運営の方針

富田介護保険センターをはじめとした、くわの福祉会の介護保険事業所は、郡山を中心とした地域のみなさんの高齢者福祉に対する切実な要望から、自ら「特別養護老人ホームをつくる会」を平成８年６月に結成し、広く市民に訴え、協力の輪を広げ 5000 人にのぼる協力者の結集によって、その基礎を築いてきた事業所です。

住み慣れた地域の中で高齢期をおくることは、前述の協力者のみなさんをはじめ、地域に暮らす多くの方々の望みです。当事業所はこの要望を実現するため、利用者の人権を守り、プライバシーを大切にした取り組みを真正面に据え、地域のボランティアや家族のみなさんをはじめとする多くのみなさんの参加のもと協同の力で取り組んでいます。

（２）居宅介護支援の実施概要等

①事業所名　　富田介護保険センター

③ 所 在 地　　郡山市亀上田 21 番地の５

③介護保険事業所番号　　０７７０３０１０４２

④指定年月日　　平成１２年４月１日

9. サービス内容に関する相談・苦情

（1）当居宅介護支援のご利用者相談・苦情担当窓口

電話　０２４－９６２－４１３０　受付時間　月～金曜日　８時 30 分～１７時 30 分

・相談・苦情受付担当　：　橋本真摘・伊藤　幸子・木戸三代子・荒川直子・松岡和美【℡962－4130】

・苦情解決責任者　：　橋本真摘（所長）　【℡962－4130】

・第三者委員　：　清野　晃　（ボランティアサークル松葉の会会長）

郡山市久留米４丁目 46-5　【℡090-3122-9020】

石田　陽子（くわの福祉会評議員）

郡山市大槻町西ノ宮 24 - 10　【℡951 - 7888】

斉藤　征男（元行政職員）

郡山市喜久田町四十坦 15 - 4【℡938 - 3520】

東瀬　聖子（ケアハウス利用者家族）

岩瀬郡鏡石町鏡田境 85-51【℡0248-62-3309】

（2）　その他

当居宅介護支援事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

※　郡山市　保健福祉部　介護保険課(024-924-3021)

※　福島県　福島県国民健康保険団体連合会（024-528-0040）

10. 当法人の概要

（1）名 称 ・ 法 人 種 別　社会福祉法人　くわの福祉会

（2）代表者役職・氏名　理事長　先﨑　伍郎

（3）本部所在地・電話　福島県郡山市大槻町字西勝ノ木５番地の１

０２４－９６２－３９３９

11. 本書面記載内容の基準日　平成 30 年　4 月　1 日

私は、居宅介護支援利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成　年　月　日

【事　業　所】

所在地　郡山市上亀田２１番地の５

名　称　富田介護保険センター

説明者　印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

平成　年　月　日

【利用者】

住　所

氏　名　印

【代理人】

氏　名　印

利用者との関係（　　）